

4. 目的税等の充当額一覧

(1) 地方消費税交付金(社会保障財源分)

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度一般会計決算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分)決算額 106,250 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,576,774 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	39,760	0	1,232	3,900	2,305	32,323
	障害者福祉事業	499,211	0	0	0	38,112	461,099
	児童福祉事業	587,825	45,078	6,726	2,601	41,117	492,303
社会保険	介護保険事業	138,568	4,117	2,059	3,812	8,652	119,928
	国民健康保険事業	82,627	9,973	33,089		2,669	36,896
	後期高齢者医療事業	183,290		27,293		10,502	145,495
保健衛生	母子保健事業	13,924	3,711	160	0	742	9,311
	救急医療対策事業	894	0	0	0	60	834
	予防対策事業	21,858	42	0	0	1,527	20,289
	検診事業	8,817	9	241	0	564	8,003
合 計		1,576,774	62,930	70,800	10,313	106,250	1,326,481

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。